

納 税 環 境 整 備

（国税関係）

目 次

〔納税環境整備〕

- ・ 納税者の信頼確保に向けた基盤整備 1

〔納税者利便の向上・課税の適正化〕

- ・ 納税者の信頼確保に向けた主な施策 2
- ・ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の概要 4
- ・ 国税関係手続のオンライン利用促進に向けた取組 5
- ・ 電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度の創設 6
- ・ 税務手続の電子化促進措置 7
- ・ 電子申請等証明書制度の創設(税務手続の電子化促進措置) 8
- ・ 国税の納付手段の多様化 9
- ・ 電子納税 10
- ・ インターネット(オークションサイト)で可能となる公売手続 11

〔納税環境を取り巻く最近の状況変化〕

- ・ 「社会保障番号・社会保障個人会計」のイメージ 12
- ・ 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について(抄) 13
- ・ 社会保障カード(仮称)構想 14
- ・ 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会〈開催要綱及び委員名簿〉 15
- ・ 『「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理』の概要 16
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム 18
- ・ 住基ネットの利用状況 19
- ・ 重点計画-2007(抄) 20
- ・ 住民票コードの利用について 21
- ・ 住民票コードの利用制限について 22

〔納税者番号制度〕

- ・ 経済財政改革の基本方針 2007-「美しい国」へのシナリオ- (抄) 23
- ・ 平成 19 年度の税制改正に関する答申-経済活性化を目指して- (抄) 24

・ 納税者番号制度のしくみ	25
・ (参考)アメリカの納税者番号制度(イメージ)	26
・ 税制調査会における納税者番号制度審議の推移	27
・ 主要国における納税者番号制度の概要	28
・ 主要国における個人所得課税の方法	29
・ 納税者番号として求められる基礎的条件	30
・ 個人付番方式の比較	31
・ (参考)わが国の法定資料の種類	32
・ 主要国における法定資料制度の概要(個人)	33
・ 法定資料制度と納税者番号(イメージ)	34
・ 納税者番号制度に関する政府税調の指摘	35
〔罰 則〕	
・ 主な罰則の概要	37
・ ほ脱犯に係る罰則の沿革	38
・ 国税における類型別の罰則一覧表(主なもの)	39
・ 大口・悪質な脱税事例と告発件数の推移	42
・ 懲役刑が10年に引き上げられた経済犯罪の例	43
・ 申告件数と実調率の推移	44
・ 平成18年度における査察の概要	45
・ 個人所得課税に関する論点整理(抄)	46
・ 加算税の割合の沿革	47
・ 加算税制度の概要	48
・ 無申告加算税の割合の見直し	49
・ 平成18年度の税制改正に関する答申(抄)	50
〔租税教育・広報〕	
・ 租税教育、広報・広聴活動について	51
・ 事前照会に対する文書回答手続	53

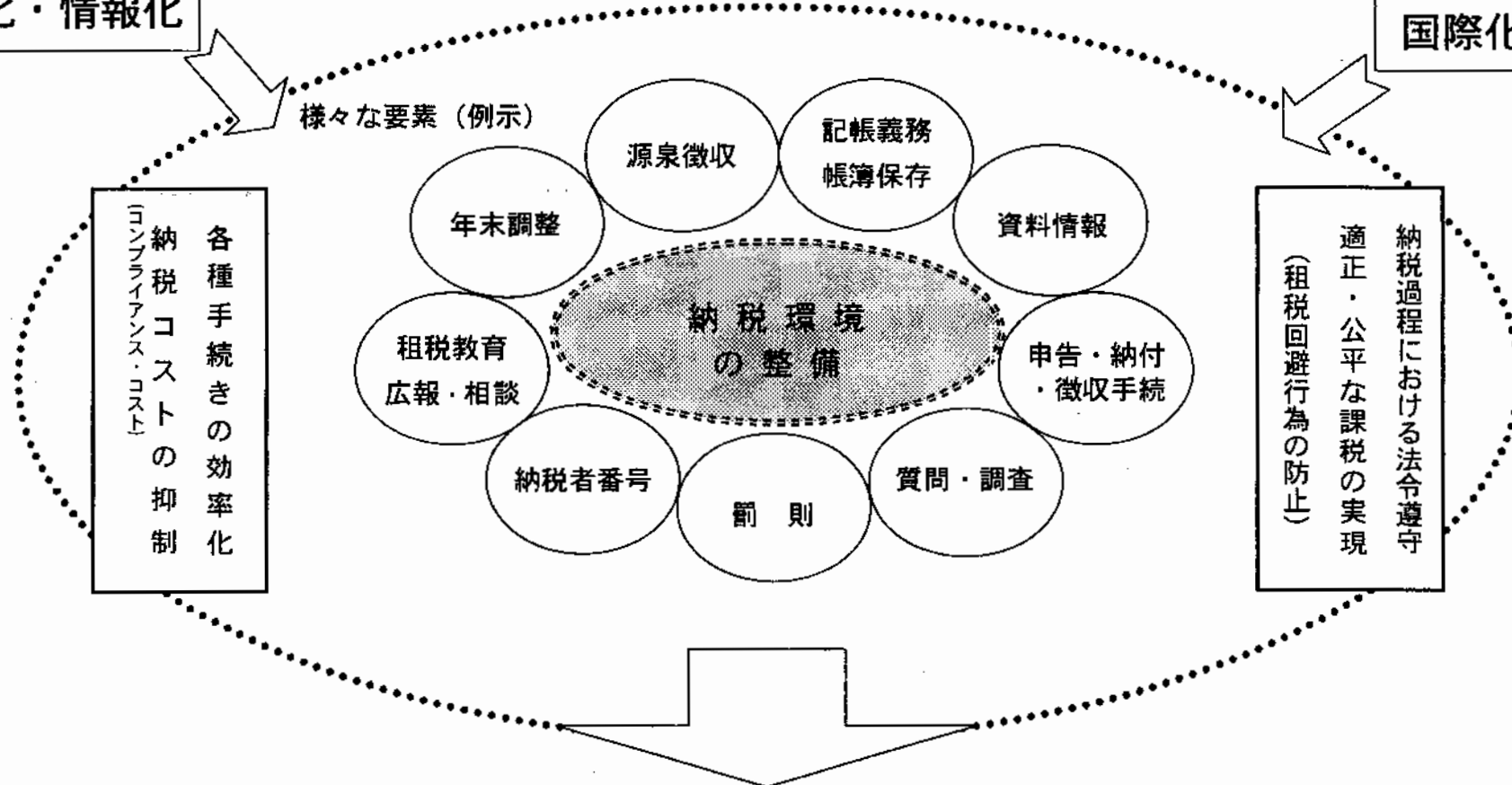
納 稅 環 境 整 備

納税者の信頼確保に向けた基盤整備

タックス・コンプライアンス (Tax Compliance : 税制への信頼と納税過程における法令遵守)

電子化・情報化

国際化



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

納税者利便の向上・課税の適正化

納税者の信頼確保に向けた主な施策

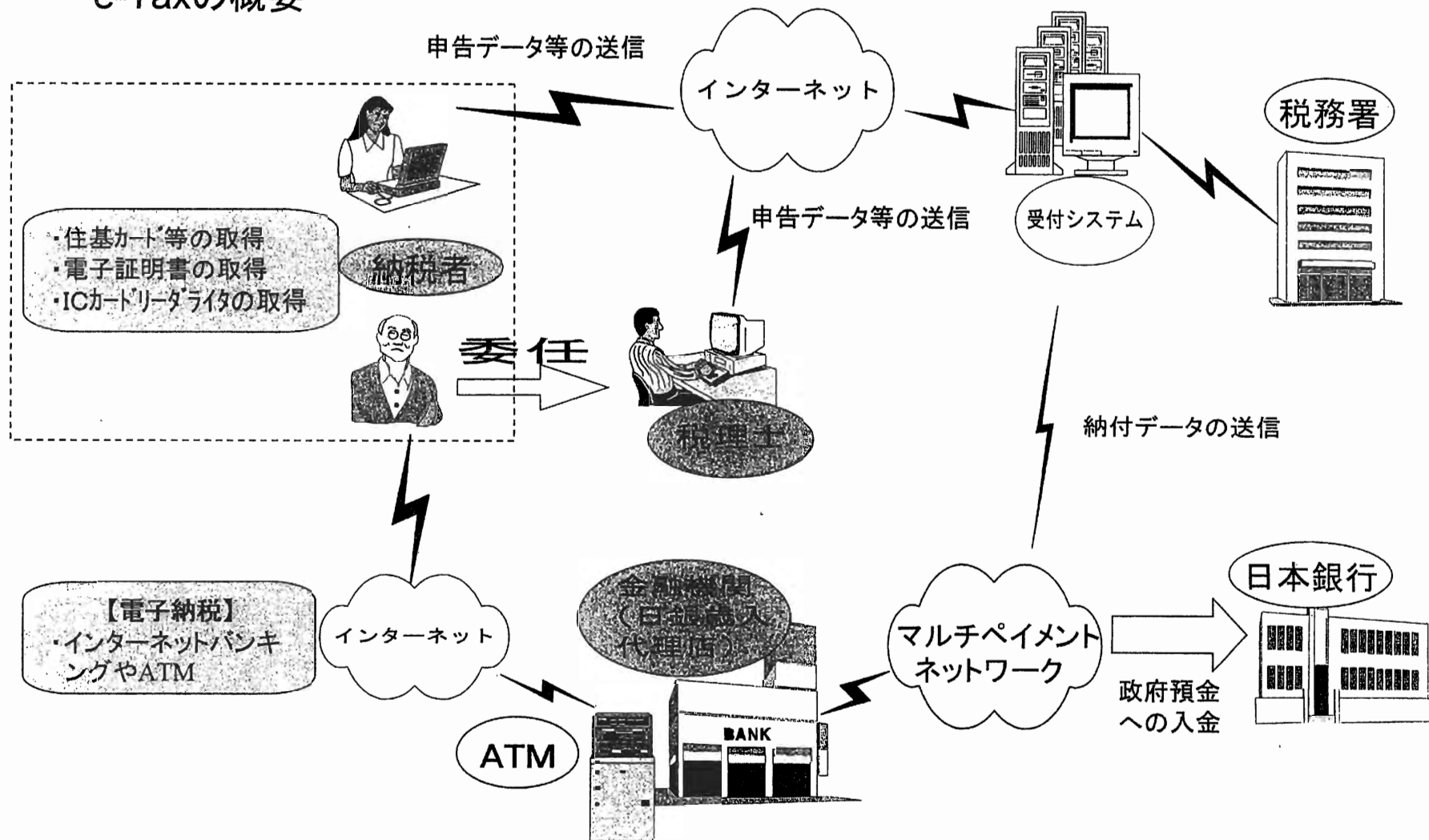
	主 な 施 策	備 考
昭和 56 年	・脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長 ・脱税に係る更正決定の期間制限の延長	・3 年 ⇒ 5 年 ・5 年 ⇒ 7 年
昭和 59 年	・白色申告者に対する記録保存制度及び記帳制度の創設 ・総収入金額報告書提出制度の創設（昭和 62 年拡充） ・官公署等への協力要請規定の創設（昭和 63 年等、平成 18 年拡充） ・過少申告加算税の割合の引上げ ・原告が行うべき証拠の申出に係る規定の整備	・所得金額 300 万円超の者を対象（記帳義務） ・総収入金額 3000 万円超の者を対象 ・一律 5% ⇒ 5%・10%
昭和 62 年	・過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の割合の引上げ	・一律 5% 引上げ
平成 8 年	・公益法人等の収支計算書の提出制度の創設	・収益事業を営まない年間収入 8000 万円超の公益法人等を対象
平成 9 年	・国外送金等調書提出制度の創設	・200 万円超の国外送金を対象
平成 10 年	・帳簿書類の電子データ保存制度の創設	・スキャナ保存への対応（平成 16 年拡充）
平成 15 年	・租税条約の規定に基づく情報収集制度の創設	・犯則調査への対応（平成 18 年拡充）
平成 16 年	・電子申告・電子納税の運用開始	
平成 17 年	・確定申告等の際の国民年金保険料の納付証明書の添付義務化	
平成 18 年	・相続税の物納制度の見直し（許可基準の明確化、審査期間の法定等） ・給与の源泉徴収票等の電子交付 ・郵便等により提出される書類の発信主義の適用範囲の拡大 ・無申告加算税及び不納付加算税の不適用制度の創設 ・無申告加算税の割合の引上げ ・更正の請求制度の拡充 ・他の税務署長等への徴収の引継ぎ制度の創設	・一律 15% ⇒ 15%・20%

	主 な 施 策	備 考
平成 19 年	・ 電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度の創設（平成 19 年分又は平成 20 年分） ・ 税務手続の電子化促進措置 ・ 電子申告における第三者作成書類の添付省略 ・ 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の拡充 ・ 源泉徴収関係書類の電子提出 ・ 電子署名の省略 ・ 電子申請等証明書制度の創設 ・ コンビニエンス・ストアで納税できる制度の創設 ・ 公売手続の円滑化(公売保証金の提供方法、買受代金の納付期限等) ・ 資料情報・源泉徴収制度の対象範囲の拡大等（通訳、投資事業を行う組合等）	

e-Tax関係

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の概要

e-Taxの概要



国税関係手続のオンライン利用促進に向けた取組

<オンライン利用率の目標>

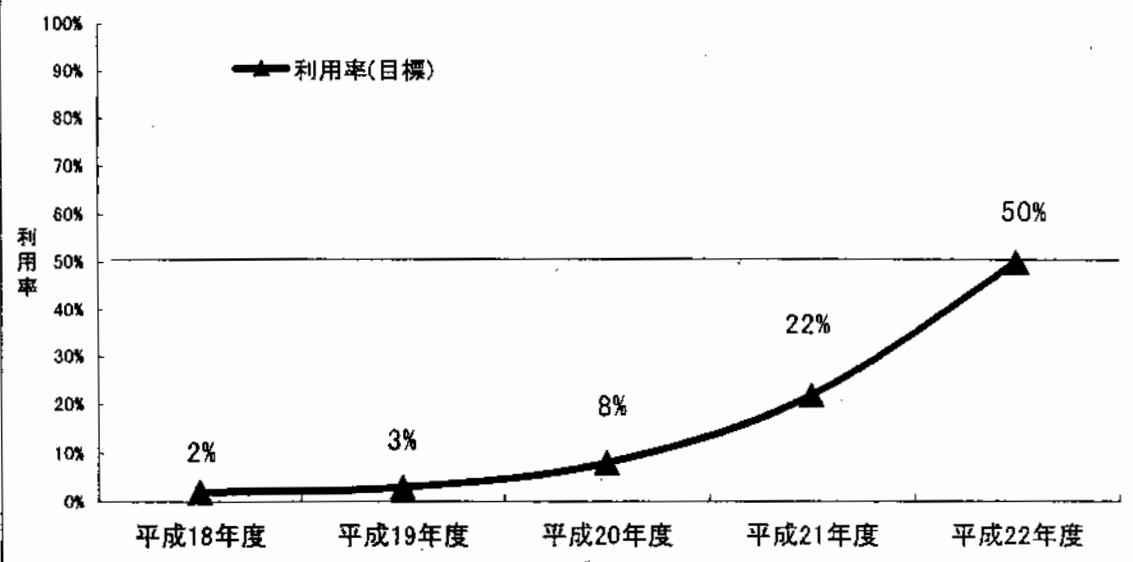
【全体】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国税関係手続	2%	3%	8%	22%	50%

【特に利用者ニーズが大きい手続】

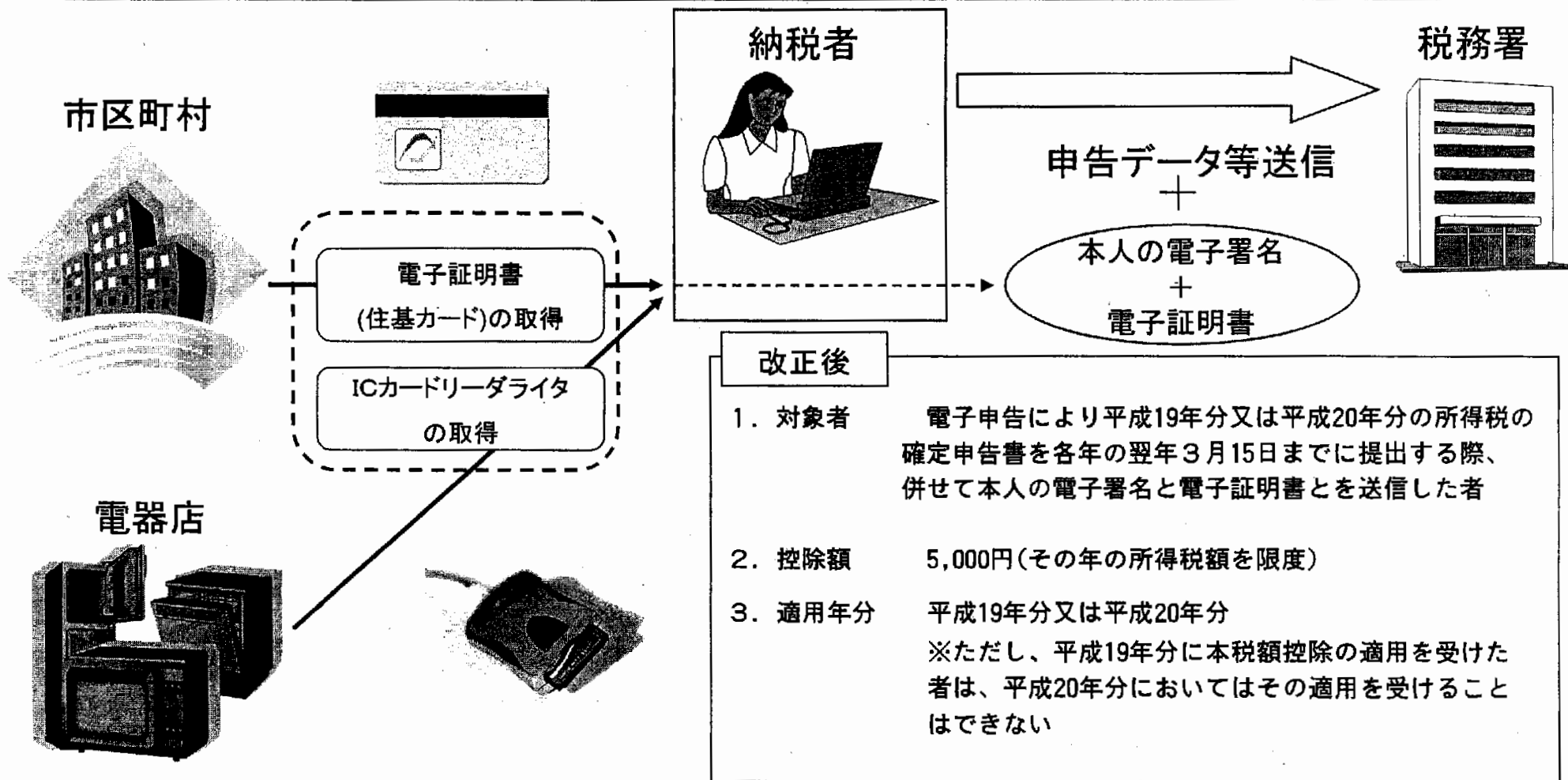
手 続	目 標
法人消費税申告 (消費税額4,800万円超の 大規模法人)	平成20年度までの 3年間で50% を目標とする。
印紙税申告 (毎月申告の金融機関等)	
酒税申告 (毎月申告の酒類製造業者)	

オンライン利用率の目標

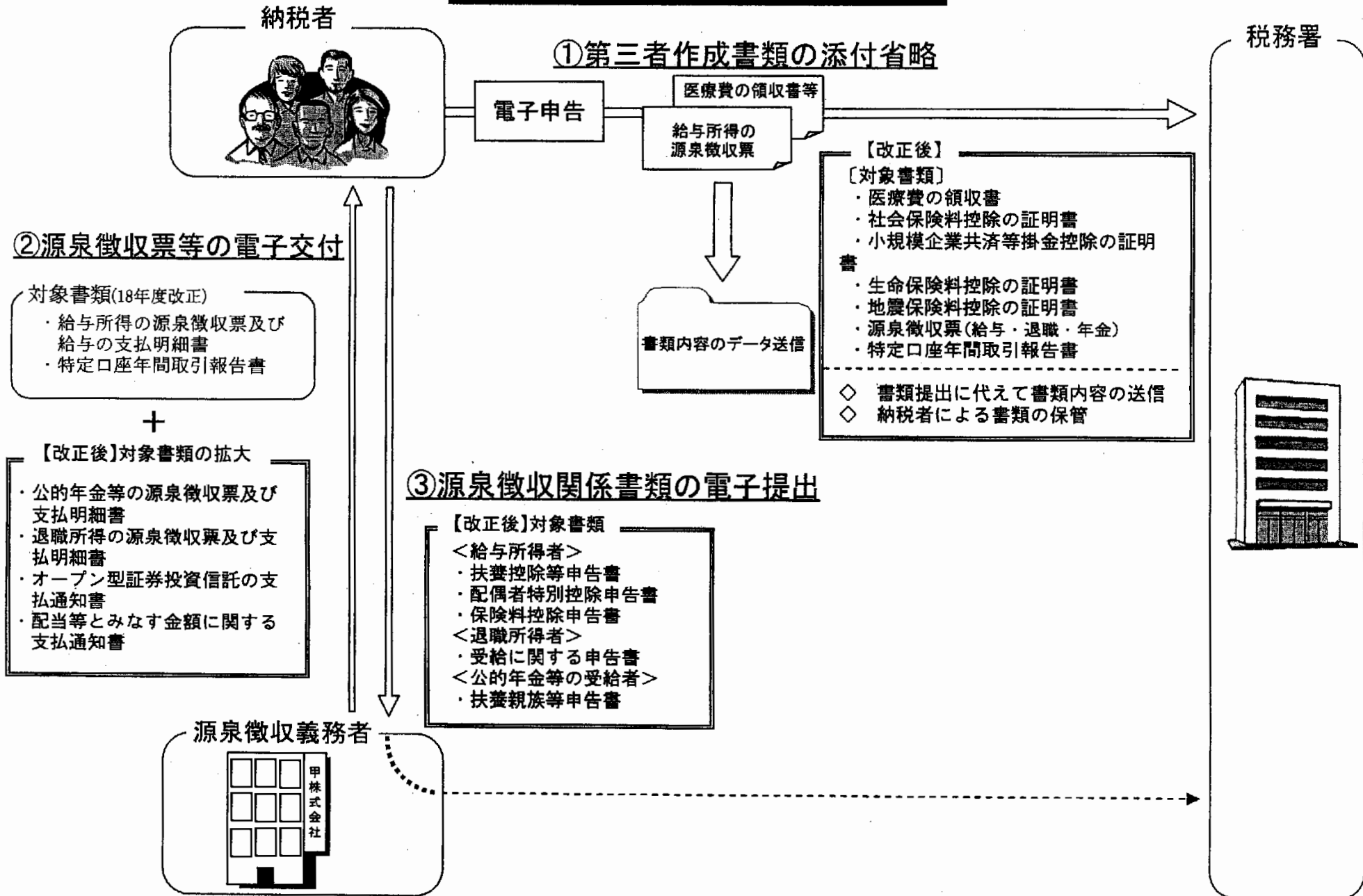


電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度の創設

国の手続のオンライン利用を進めるため、電子証明書等（住基カード及びICカードリーダー）の普及を図る観点から、平成19年分又は20年分の所得税の確定申告書を提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に、5,000円の税額控除をすることができる制度を創設。



税務手続の電子化促進措置



電子申請等証明書制度の創設 (税務手続の電子化促進措置)

【改正の概要】

より多くの者が電子的に税務手続を行うよう、以下の証明制度を創設する。(手数料は無料。)

① 電子申請等をした事実の証明制度の創設

納税者が税務手続のIT化に積極的に取り組んでいることの証として、電子申請等をした事実を証明する制度を創設する。

② 電子申請等をした内容の証明制度の創設

納税者が税務署に送信した内容を確認する手段として、電子申請等をした内容を証明する制度を創設する。

(注) 上記の改正は、平成20年1月4日から施行する。

(イメージ図)

電 子 申 請 等 証 明 書	
住 所 □□県××市△△町1-1-1	
氏 名 ○○ ○○	
到 達 日	到 達 し た 電 子 申 請 等
平成 17 年×月×日	○○○届出書
平成 18 年△月△日	○○○申告書
平成 18 年△月△日	○○○申請書
平成 18 年□月□日	○○○請求書
交付請求のあった電子申請等の証明事項は、上記のとおり、相違ないことを証明します。 平成○○年○月○日 ○○ 税 務 署 長	

2枚目以降に税務署に
送信された申請データ
を添付し、税務署長が
電子署名を付して発行
する。

国税の納付手段の多様化

《 納税者利便の向上の観点から、新たな納付手段を創設 》

【改正の概要】

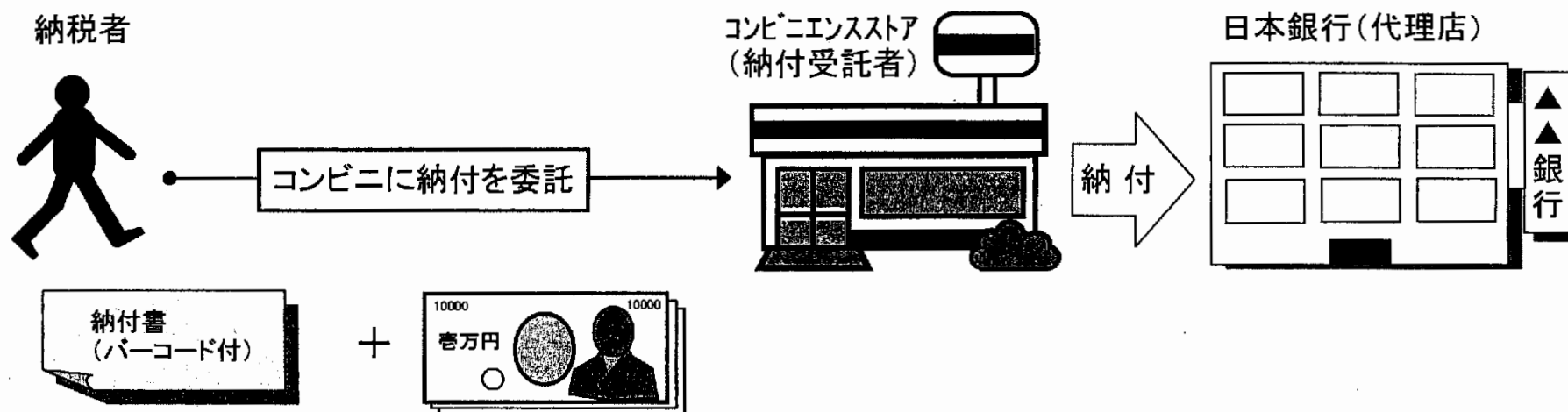
納税者利便の向上の観点から、納税者は、国税庁長官が指定したコンビニエンスストア(納付受託者)に対して、国税の納付を委託できることとする。

その際、次の措置を講ずる。

- ・ コンビニの窓口で納税者が金銭を交付した日に国税の納付があったものとみなして、利子税、延滞税等を適用する。
- ・ 適正なコンビニ納付を実現するための所要の措置を講ずる。

(納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務 等)

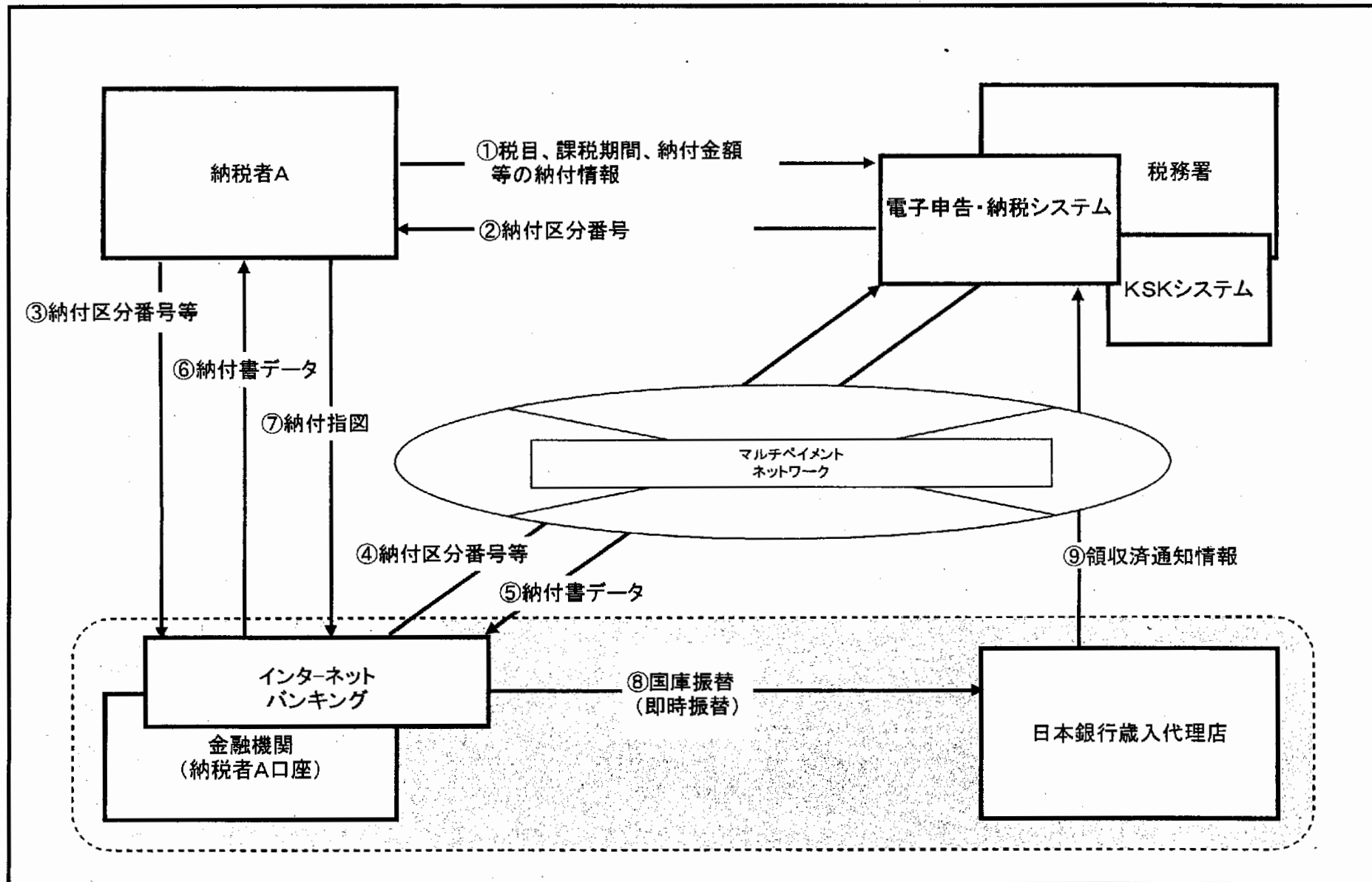
(注) 上記の改正は、平成20年1月4日から施行する。



【対象: 納付金額が30万円以下で予め納付書に納税額をバーコード表示できるもの】

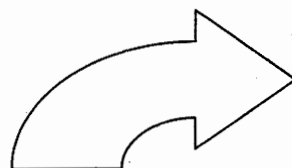
- 1 納税者から納付書の発行の依頼があった場合(全税目)
- 2 確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税等)
- 3 督促・催告を行う場合(全税目)
- 4 賦課課税方式による場合(各種加算税)

電子納税



(注) 上記はインターネット・バンキングを使用した場合である。

インターネット(オークションサイト)で可能となる公売手続



これまでの公売



買受申込者

公売財産情報の確認



HPや広報誌等での確認

公売保証金の納付



窓口納付又は口座振込み

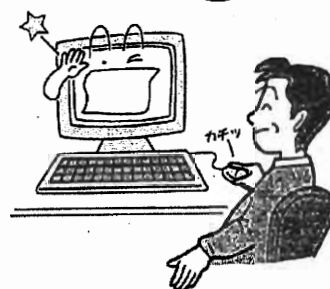
公売への参加



会場参加又は入札書の郵送

インターネット公売では

オークションサイトでも公売
財産情報を確認できます。



買受申込者

オークションサイトで
公売保証金の提供
手続(サイト業者の
納付保証)が、簡単
にできます。

オークションサイトで参加を申
し込めば、オークションサイト
で公売(競り売り)に参加でき
ます。